# 「京都いきいき働く医療機関認定制度」

## ~より働きやすい働きがいのある職場を目指して~

当センターでは、平成29年1月から「京都いきいき働く医療機関認定制度」を開始しました。

職員一人ひとりがいきいきと輝ける職場づくりに取組むことを宣言し、勤務環境改善に取組む病院をセンターが認定します。 本制度により、自院の勤務環境における課題が明確になり、認定取得に向けた取組みを通じて職員のモチベーションを高め、さ

らには認定取得により働きがい・働きやすさを広くアピールすることで、人材確保・定着に繋がります。

センターでは、現在、下記の43病院を「いきいき働く基本認定医療機関」に認定しています。基本認定に必要な50項目が達成で きましたら、センターへ申請いただき、センターによる実施確認、認定審査会での審議を経て認定します。まずは取組みの初めとして 宣言書をセンターにご提出いただき、その後、基本50項目が達成できましたら、センターへ申請をお願いいたします。



いきいき働く認定医療機関(基本認定:令和3年11月末現在)

## 「いきいき働く医療機関官言」

・勤務環境改善で人材確保・定着へ 改善に向けてまずは宣言を! 〜

令和3年11月末現在、96病院が宣言され、認定取得に向けて勤務環境改善への取組みを開始されています。 宣言書は、随時受付中です。未宣言の病院は、まずは「いきいき働く医療機関宣言書」をセンターに提出しましょう。

#### いきいき働く宣言医療機関(冷和3年11月末現在)

- 1 京都リハビリテーション病院
- 2 京都ルネス病院
- 3 京都田辺中央病院 4 京都田辺記念病院
- 5 精華町国民健康保険病院
- 6 京都九条病院
- 7 西京病院 8 シミズ病院
- りはうゆうリハビリテーション病院
- 10 宮津武田病院
- ⑪ 松ヶ崎記念病院介護医療院
- 12 長岡病院
- 13 京都南病院
- 4 新京都南病院
- 15 京都民医連中央病院
- 16 もみじケ丘病院 17 三菱京都病院
- 18 吉川病院
- 19 宇治武田病院
- 20 京都久野病院
- ④ 第二久野病院(京都久野病院と統合)
- 20 いわくら病院 3 相馬病院
- 24 向日回生病院

- 25 亀岡シミズ病院
- 26 綾部市立病院
- 20 稲荷山武田病院
- 28 京都博愛会病院
- 29 学研都市病院
- 30 脳神経リハビリ北大路病院
- 31 京都回生病院
- 32 木津屋橋武田病院介護医療院
- 33 嵯峨野病院
- 34 京都南西病院
- 35 十条武田リハビリテーション病院
- 36 北山武田病院
- 37 賀茂病院 38 京都きづ川病院
- **39** 宇多野病院
- 40 洛和会丸太町病院 41 洛和会音羽病院
- 42 洛和会音羽記念病院
- 43 洛和会音羽リハビリテーション病院
- 49 洛和会東寺南病院 45 身原病院
- 46 洛西シミズ病院
- 47 洛西ニュータウン病院
- 48 医仁会武田総合病院

京都府医療勤務環境改善支援センター

TEL 075-354-8830 FAX 075-354-8834

- 49 武田病院
- 60 伏見岡本病院
- 51 京都岡本記念病院
  - **32** 亀岡病院
- 3 高雄病院 64 なぎ辻病院
- 55 八幡中央病院
- 56 市立福知山市民病院
- 切 田辺病院
- 58 蘇生会総合病院
- 59 京都ならびがおか病院
- 60 なごみの里病院
- 61 冨田病院
- 62 綾部ルネス病院
- 63 六地蔵総合病院
- 64 京都東山老年サナトリウム
- 65 金井病院
- 66 京都鞍馬口医療センター 60 介護医療院五木田病院
- 68 丹後中央病院
- 69 愛生会山科病院
- 7 宇治病院
- 7 京都桂病院 20 西陣病院

- ※表示はセンターへの宣言書到着順
- 73 大島病院
- 74 むかいじま病院
- 75 市立舞鶴市民病院
- 76 渡辺病院
- 7 京都民医連あすかい病院
- 78 洛北病院
- 79 南京都病院 80 新河端病院
- 81 西山病院
- 82 京都武田病院
- 83 堀川病院
- 84 吉祥院病院
- 85 日本バプテスト病院 86 千春会病院
- 87 明治国際医療大学附属病院
- 88 京都からすま病院
- 89 済生会京都府病院 90 京都大原記念病院
- 91 京都八幡病院
- 92 同志社山手病院
- 93 京都市立京北病院
- 94 京都近衛リハビリテーション病院 ● みのやま病院
- 96 桃仁会病院

月曜日~金曜日(土日祝日、年末年始を除く)9時30分~17時30分 COCON鳥丸8階(京都市下京区鳥丸通四条下ル水銀屋町620番地)

京都医療労務管理相談コーナー

TEL 075-354-8844 FAX 075-354-8834



# 京都府医療勤務環境



# 医療勤務環境改善研修会「医師、看護師等の宿日直許可基準について」

令和6年4月より、医師に対する時間外・休日時間の上限規制が適用されます。その上限規制については、「医師 の働き方改革に関する検討会 報告書(平成31年3月28日)]及び「医師の働き方改革の推進に関する検討会 中 間とりまとめ(令和3年12月22日)」によると、原則、年間960時間未満「A水準」とした上で、地域医療確保暫定特 例水準として暫定的に認められる水準「B水準」、地域医療確保暫定特例水準の中に副業・兼業先での労働時 間を通算する水準「連携B水準」及び集中的に技能を向上させるために必要な水準「C水準」として、年間1,860 時間まで認めることとされており、各医療機関は、令和6年4月までに年間960時間または年間1,860時間以内に 収めなければなりません。

宿日直の許可基準については、「医師、看護師等の宿日直許可基準について」(令和元年7月1日基発0701第8 号労働基準局長通達)により一定の基準が示されました。また、宿日直は労働基準監督署長の許可を受けた場合 には労働時間規制の適用除外となることから、各医療機関が医師の年間労働時間を算出するにあたり宿日直の 許可は重要な事項となります。

以上を踏まえ、令和3年10月25日 (月)にメルパルク京都において、京都労 働局 労働基準部 監督課 統括特別司 法監督官の小見伸雄氏を講師にお招き し、「医師、看護師等の宿日直許可基準 について」をテーマにハイブリッド形式で 講演会を開催しました。





#### Ⅰ.労基法の「宿日直業務」とは

#### ①労働時間の判断基準

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間



- イ いわゆる 「手待時間」使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、
- ウ 業務上義務付けられた研修や使用者の指示による学習時間



#### ②宿直(日直)業務の労働時間

日勤(8時間)

宿直(14時間)

原則:通常の労働時間として通算される → 原則:8時間+14時間=22時間

例外:通常の労働時間から除外して通算できる → 8時間(14時間は労働時間から除外される)

### Ⅱ.許可基準の見直しの背景

#### 医師、看護師等の許可基準は、昭24年5月22日基発352号

「夜間に従事する業務は、一般の宿直業務以外には、病室の定時巡回、異常患者の医師への報告あるいは少数の要注意患者の 定時検脈、検温等特殊の措置を必要としない軽度の、又は短時間の業務に限ること。」となっていた。

#### 医師の働き方改革に関する検討会

「労働基準監督署長の許可基準については、現状を踏まえて実効あるものとする必要がある。」との意見が出された。

#### 「医師、看護師等の宿日直基準について」(令和元年7月1日付け基監発0701第8号)

※昭和24年3月22日付け基発第352号「医師、看護婦等の宿直勤務について」の考え方を明確化したもの



+

#### Ⅲ.医師等の宿日直許可基準の要件

#### 要件 ①

#### 通常の勤務時間の拘束から完全に解放された「後」のものであること

- ・通常の勤務時間終了後もなお、通常の勤務態様が継続している間は、通常の勤務時間の拘束から解放されたとはいえない。 宿日直中に日勤等の残務処理を行わせることはできない。
- ・必要に応じて、通常の勤務と宿日直との間に休憩時間を置く(時間的に分離する)、通常の勤務場所から宿直室等へ移動し てもらう(空間的に分離する)などの対応が必要。

#### 要件②

#### ほとんど労働する必要がない勤務であること

一般的な基準では、定期巡視、緊急の文書又は電話の収受、非常事態に備えての待機

医師・看護師等の基準では、更に具体的な基準

(医師) 少数の要注意患者に対する軽度の診察

(医師・看護師等) 外来患者の来院が通常想定されない日の、少数の軽症の外来患者等に対する問診等

(看護師等)病室の定時巡回、患者の状態の変動の医師への報告、少数の要注意患者の定時検脈や検温



1人1人日平均額の3分の1を下回らない宿日直手当を支給すること

医師 A 700,000円

医 師 の宿日直手当13,667円以上 (Ave820,000円÷20日×1/3) 医師 B 800,000円

医師 C 960,000円

看護師A 280,000円

1か月平均所定労働日数20日の場合

看護師B 200,000円 看護師 の宿日直手当 4,000円以上 (Ave240,000円÷20日×1/3)

看護師C 240.000円





#### 要件 ④

宿直については週1回、日直については月1回以内であること

【原則】許可の対象となる宿直又は日直の勤務回数については、宿直勤務については週一回、日直勤務については月一回が限 度とされている

【例外】事業場に勤務する18歳以上の者で法律上宿直又は日直を行いうるすべての者に宿直又は日直をさせてもなお不足であ りかつ勤務の労働密度が薄い場合は許可されることがある

#### 要件 ⑤

宿直については相当の睡眠設備を設置していること

【相当】に、明確な基準はなし。但し、睡眠環境(寝具、冷暖房の空調設備、テレビなど)が整備されていることが必要

許可基準の追記事項

- ①患者の急変等の突発的な出来事への対応が稀に起こりえたとしても、常態としてほとんど労働する必要がない場 合は、許可の取り消し対象とはならない(対応した時間に対しては、割増賃金の支払いが必要)
- ②宿日直の許可は、一部の診療科、職種、時間帯、業務の種類等を限って受けることができる。
- ③小規模の病院・診療所等においては、医師等が、そこに住み込んでいる場合があるが、この場合にはこれを宿日 直として取り扱う必要なし。

# 

#### Ⅳ.宿日直許可申請の流れ

#### 一般的な処理の流れ

「許可申請書」の 作成·提出

書類審査を 労働基準監督署が行う 申請書類に 不備等がなければ、 訪問して実地調査

実地調査で、 申請書と実際の勤務に 違いがないかを確認

「許可証」の交付 (または不許可)





#### 医療機関の勤務環境に係る実態把握

「京都いきいき働く医療機関認定制度」を推進し、医療機関へ勤務環境改善マネジ 医療機関を対象とした勤務環境改善に関する研修会等を開催します。 メントシステムの導入の促進を図ります。



対象病院理事長・院長・事務長・看護部長をはじめ各部門の管理者等参加費無料

勤務環境改善に関する研修会等の実施

医療従事者・確保定着のための経営・勤務環境改善研修合

日 時:令和3年12月7日(火)午後2時30分~午後4時30分

●今後のスケジュール

テーマ: 「地域で試されている病院の立ち位置」

新型コロナウイルス感染症への対応と影響

地域医療構想が再び動き出すとき

・待ったなし働き方改革への対応~

講 師:中山和則氏(筑波メディカルセンター病院副院長・事務部長)

定 員:会場30名、オンライン500名

場 所:メルパルク京都

・特別支援事業による病院訪問 1病院



内





🛂 医療機関への病院訪問

勤務環境改善推進員および社会保険労務十等のアドバイザーを直接、医療機関へ派 遣し、現状の勤務環境の把握、勤務環境改善に関する相談・支援を行っています。

◆特別支援事業による病院訪問 1 病院

◆病院訪問 1 病院 ・京都いきいき働く医療機関認定制度 実施確認 1 病院

#### 勤務環境改善に取組む医療機関への 個別支援•相談対応等

随時医業経営や労務管理のアドバイザーが医療機関からの勤務環境改善に関する相 談、照会等に対応すると共に、ニーズに応じて医療機関に勤務環境改善推進員、社会 保険労務士等のアドバイザーを派遣し、勤務環境改善のための取組みの支援を行って ※申し込みは、京都私立病院協会ホームページの「研修・イベント申込」からお申し込みください。